

○西高屋駅周辺地区まちづくり実証事業支援補助金交付要綱

令和7年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題を解決することを目的として、まちづくり会社（地域の活性化や課題解決を目的として設立された団体であって、市、市民及び事業者が一体となってまちづくりを進めるための組織をいう。）が地域資源を活用して行う、収益活動を伴う実証的な地域活性化事業（以下「実証事業」という。）に対し、予算の範囲内において西高屋駅周辺地区まちづくり実証事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 補助金の交付の対象となるまちづくり会社は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 主たる活動場所が高屋町内であること
- (2) 5人以上の構成員で組織されていること
- (3) 定款等を有し、かつ、地域振興に係る目的を定めていること
- (4) 高屋情報ラウンジ「あったかや」を活用した実証事業を行う団体であること
- (5) 住民自治協議会と連携して実証事業を行う団体であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する実証事業は、補助対象としない。

- (1) 政治的な目的で実施されるもの
- (2) 宗教的な目的で実施されるもの
- (3) 市の他の補助金の交付を受けるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に係る次に掲げる費用の額の合計額に3分の2を乗じて得た額又は200万円のいずれか低い額とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷製本費（コピー代を含む。）
- (5) 食糧費（補助対象団体の構成員の親睦を図るための飲食に係るものを除く。）
- (6) 修繕料
- (7) 通信運搬費その他の役務費

- (8) 委託料
- (9) 使用料及び賃借料
- (10) 工事請負費
- (11) 原材料費
- (12) 備品購入費
- (13) 研修参加負担金その他の負担金
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、市長が定める日までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に関する計画を記載した書類
- (2) 収支予算書及び資金計画書
- (3) 申請者の概要を記載した書類
- (4) 構成員の名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、一の年度（市の会計年度をいう。以下同じ。）につき1回に限り行うことができるものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。